　　　　　　　　　　　　　　　　欠格事由チェック表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 次のいずれかの欠格事由に該当していないこと | | | | | | |
|  | １ | | | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |  |
|  |  | | (1) | 熊本市指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |  |
| (2) | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |
| (3) | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは熊本市暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条等(注意事項１)若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |
| (4) | 暴力団の構成員等(注意事項２)の有無 | 有 ・ 無 |
|  | |  | | | | |
|  | | ２ | | 指定を取り消され、その取消しの効力を生じた日から５年を経過しない法人 | はい・ いいえ |  |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | ３ | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい・いいえ |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | ４ | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人 | はい・いいえ | | 添付書類 | 指定又は指定の更新の申出時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに県知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。(注意事項３) | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | ５ | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人 | はい・いいえ | | 添付書類 | 本事項の調査のため、同意書（別紙１）を御提出ください。 | |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ６ | | 次のいずれかに該当するもの | | |  | イ | 暴力団 | はい・いいえ | | ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの | はい・いいえ | | 添付書類 | | 1（４）、６イ及びロに定めるものに該当するか否かに関し熊本県警察本部に照会することを承諾する旨の照会承諾書（別紙２）を御提出ください。 | |   **上記欠格事由１から６のいずれにも該当しないことを誓約します。**  　　　　　　　年　　　月　　　日  **主たる事務所の所在地**  **法　人　名　称**  **代　表　者　氏　名** | | | | | | |

（注意事項）

１　「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

２　「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

３　添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、県知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所においても納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。